



No.547
2026.1

ワシワ

新年号



新年 賀 謹

年頭にあたって



利尻町長 上遠野 浩志

町民の皆様、新年あけましておめでとうございます。ご家族そろって穏やかな新春を迎えられましたことを、心よりお喜び申し上げますと共に、日頃より町政に温かいご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本年も町民皆様と共に利尻町の未来をつくる姿勢を大切に、着実なまちづくりを努めてまいります。

さて、杓形小学校校舎の改修がすでに完了し、子どもたちがより良い環境で学べるようになったことは、まちにとって大きな前進となりました。更には、杓形歯科診療所の診療再開も利尻島国保中央病院や仙法志歯科診療所と共に地域医療の安定につながり、町民の皆様の安心感の向上に寄与しているものと思えます。教育と保健・医療は暮らしの基盤を支える重要な分野の一つであり、防災減災対策やライフライン整備と共に引き続き丁寧に取り組みを検討してまいります。

基幹産業であります水産業では、海洋環境の変化に伴う水産物の水揚げへの影響が懸念されています。漁協や関係機関と連携しながら対策に取り組んでまいります。また、観光業では昨年の入込数が減少しましたが、本年は回復を期待し、受け入れ体制の整備に努めてまいります。

一方で、利尻町の財政は現在、大変厳しい局面にあります。エネルギー価格や物価等の高騰の長期化による値上げラッシュ、また関連して公共施設の老朽化に伴う維持・更新費用の増加など、さまざまな課題が同時に押し寄せています。未来の世代に過度な負担を残さず、安心安全な生活を大切に守り続けるためには、今まさに大きな見直しが必要であり、財政再建に向けた取り組みを避けて通ることはできないと考えており、今後、これらの取り組みにはご不便をおかけする場面が生じますが、利尻町の未来を守るための必要なプロセスとしてご理解をいただければ幸いです。限られた財源を有効かつ最大限に活用しながら、本年も、職員とともに、町民の皆様が安心して暮らし、生きがいを持って過ごせるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

結びに、本年が皆様にとって健康で明るい一年となりますよう心よりご祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。



利尻町議会議長 藤井 信幸

新年あけましておめでとうございます。

町民の皆さまにおかれましては、令和八年の新春を健やかに迎えにいられたことと心よりお慶び申し上げます。

平素より、利尻町議会の活動に対し、温かいご理解とご協力を賜り、議会を代表して、深く感謝申し上げます。

さて、昨年は、円安や物価の上昇、またエネルギー・原材料価格の高騰などにより、私たちの生活は様々な影響を受ける一年となりましたが、年が変わっても変動の大きい経済環境が続くことが予想されており、地方自治体には、地域経済の安定や住民生活の安心につながる施策の充実が求められています。

また、本町では、基幹産業である水産業においては、海洋環境の変化に伴う漁場条件の不安定化が続いており、水産物の水揚げ量への影響が強く懸念されています。中でも、ウニや昆布をはじめとした本町の主要水産物の安定供給には、こうした環境変動への対応や資源管理の検討が不可欠であり、加えて、燃料費の高騰や漁業者の高齢化、後継者不足といった問題も重なり、地域経済全体の活力維持に向けた取り組みが急務となっております。

この他にも、人口減少問題や少子高齢化など、本町を取り巻く情勢は一層厳しさを増しており、持続可能な地域運営に向けて、解決すべき課題は山積しておりますが、ここ利尻町に暮らす皆さまが安心して暮らせる地域づくり、観光や産業を支える基盤整備など、本町が直面する多様な課題に対し、議会としての役割をしっかりと果たすために、厳しい町の財政事情も踏まえながら、様々な町政課題の解決に向けて、しっかりと議論を重ねてまいります。ご理解を賜りますので、今後とも議会に対しまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が町民の皆さまにとりまして明るく希望に満ちた一年となりますよう心よりお祈り申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸を祈念申し上げます、新年のごあいさつといたします。

民生委員・児童委員が 委嘱されました

本年は、任期3年の民生委員・児童委員の一斉改選期にあたり、12月1日付けで新たに厚生労働大臣、北海道知事、利尻町長からそれぞれ委嘱状が交付されました。

担当地区において、生活に関する相談や援助、福祉に関する情報提供、児童福祉など幅広く地域の福祉の増進のために活動します。

委嘱された民生委員・児童委員の方々は次のとおりです。

沓 形		仙 法 志	
担当地区	氏 名	担当地区	氏 名
蘭泊・神居	中 山 ヒサ子	久連・長浜	長谷川 和 枝
泉 町 1	吉 田 あかね	神磯・政治	石 橋 円 彦
泉町3・4	菅 原 真由美	本 町	原 崎 隆 宏
本 町	小 杉 ゆかり	本町一部・元村	小 練 修 二
緑 町	工 藤 育 子	御 崎	浜 田 健 一
富士見町	越 智 きくえ	主任児童委員 (町内全域)	佐 孝 直 美
日 出 町	菅 原 秀 次		
種 富 町	村 谷 るみ子		
新湊・栄浜	能 村 勝 洋		
主任児童委員 (町内全域)	吉 安 高 嶺		



1月1日・2日

利尻ふれあい温泉からの
お知らせ

料金半額で開放します!

日頃から町民の皆様には「利尻ふれあい温泉」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

皆様の健康増進とふれあい交流を図っていただきたく、例年どおり、1月1日、1月2日の両日、利尻ふれあい温泉を通常料金の半額で開放します(※1円単位の端数は切り上げ)。

年末年始も多くの町民の皆様のご利用をお待ちしております。



ふれあい温泉 年末年始の営業時間

★12月30日まで …… 【通常営業】 午後1時～午後9時 (最終受付：午後8時30分まで)
12月23日(火)～12月25日(木) 臨時休業 (浴場内清掃・配管整備作業)

★12月31日～1月5日 …… 【短縮営業】 午後1時～午後6時 (最終受付：午後5時30分まで)

1月1日・2日は料金半額 (※1円単位の端数は切り上げ)

★1月6日より …… 【通常営業】 午後1時～午後9時 (最終受付：午後8時30分まで)

ホテル利尻 宿泊営業について

12月23日(火)～1月5日(月)まで 宿泊営業は休業します
1月6日(火)のチェックインより営業を再開します (素泊まりのみ)

「起きてから」じゃ遅い! 「その時」のために備えておきたい!

■これからの時期は、常日頃から暴風雪に備えましょう。

北海道では毎年のように暴風雪災害が発生し、交通障害、停電、建物への被害や一酸化中毒など様々なことが起きています。

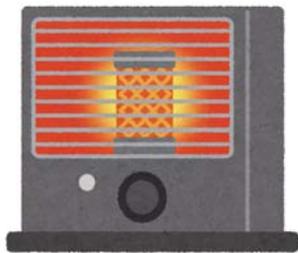
気象台は、命に係わるような危険な状況が迫ってきたときは、

「数年に一度の猛吹雪」「外出は控えてください」

というキーワードを使った情報を発表します。このキーワードが使われたときは、暴風雪に厳重に備えて無理な外出はせず、車を運転しているときも、吹きだまりによる立ち往生にならないよう安全な場所で待機するなどしてください。

家の中で安全に過ごすために

- ・ 停電に備えて、飲料水、懐中電灯、非常食、電気を使わないポータブルストーブ、灯油などを準備しておきましょう。
- ・ FF式ストーブの給排気口が雪でふさがれると、一酸化炭素中毒を起こす可能性がありますので、定期的に吸排気口を確認してください。



やむを得ず車で外出するときは

- ・ 十分な防寒対策を行い、車が立ち往生することを想定して、牽引ロープやスコップなどを車に用意するとともに、十分に燃料があることを確認しましょう。
- ・ 生命に危機が迫ったときには、消防や警察に救助を求めてください。



屋根の雪おろしをする際には

- ・ 安全を確認したり、万一の際の救助のために複数で行い、やむを得ず一人で行う場合は、家族や近所の人に声をかけて作業しましょう。
- ・ 屋根の下を通行する人や子どもに注意してください。



除雪中の事故を防止するために

- ・ 交通事故に巻き込まれないよう、周囲を確認するとともに服装の色にも注意しましょう。
- ・ 雪が詰まった等のトラブル時にはエンジンを必ず停止して対処してください。



■IP告知端末「知らせますケンⅡ」の不具合・修理について

皆様のご自宅にあるIP告知端末「知らせますケンⅡ」に不具合が出てきた、修理しなければならないかも?と思った際には、その修理対応を「利尻電業(株)」さんが対応いたしますので、直接、利尻電業(株)さんへご連絡ください。

【連絡先/利尻電業(株) ☎0163-84-2310】

集いの場に参加しませんか？

運動や体操、レクリエーションなどを通じて楽しく介護予防をしましょう

★対象者：利尻町に住所のある**65歳以上**の方

★場 所：利尻町交流促進施設どんと体験実習室
※施設の空き状況により変更になる場合があります。

★日 時：毎週1回（木曜日：祝祭日を除く）
9時30分～11時30分

★利用料：1回につき **100円**
※外出時にかかる飲食代等については自己負担です。

※天候悪化やその他やむを得ない事情により、実施日時を変更または中止とする場合があります。
※送迎はご要望に応じて対応します。乗車人数によっては参加をお断りする場合があります。

参加を希望される方は、水曜日の14時にお知らせしているIP画面をご確認いただき、下記へお申込みください。

★りしり地域生活支援センター IP電話：84-9303（受付時間：14時～17時）



1月～3月までの予定

※変更となることもあります。

1月15日／新年会

2月5日／運動レク

3月5日／テーブルゲーム

1月22日／スカットボール

2月12日／運動レク

3月12日／茶話会

1月29日／脳トレ

2月19日／スカットボール

3月19日／スカットボール

2月26日／健康講話(認知症)



高齢者虐待防止について

「高齢者虐待防止法」は、高齢者に対する家族などの養護者や、要介護施設従事者等による虐待の防止を目的として定められています。高齢者虐待の発生要因には、介護負担や経済的困窮などの様々な要因によって生じるといわれています。早期に相談機関につながり、問題解決を図ることが重要です。

暴力だけではない 高齢者への5つの虐待

①身体的虐待

- ・殴る、つねる、やけど
- ・無理矢理食事を口に入れる
- ・ベッドに縛りつける、鍵をかけて閉じ込める
など

②介護・世話の放棄・放任

- ・水分や食事を与えていない
- ・オムツなどが汚れた状態で放置
- ・室内がゴミだらけで劣悪な環境で生活させている
- ・必要な医療やサービスを不当な理由で受けさせない
など

③経済的虐待

- ・年金や貯金を本人の意思や利益に反して使う
- ・生活費を渡さない・使わせない
など

④性的虐待

- ・本人が嫌がる性的な行為を強要
- ・排泄の失敗に対する罰として下半身を裸にする
など

⑤心理的虐待

- ・怒鳴る、悪口を言う、ののしる
- ・話しかけても無視する
- ・脅しや侮辱・威圧的な言葉による暴力
など

もしかしたら…と思ったら迷わず相談・連絡を

高齢者の中には、虐待を受けていても声をあげられない人がいます。事態が深刻にならないように、普段の付き合いの中で、ちょっとした異変に目を止め、地域の相談員である民生児童委員や地域包括支援センター、町民課福祉係に情報提供するだけで、早期に発見・解決できるケースがあります。

「もしかしたら…」と思ったら、迷わず相談・連絡してください。相談・連絡を行った方の秘密は守られます。（高齢者虐待防止法では、市町村職員に対し、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務を課しています。）

連絡先

- ・利尻町地域包括支援センター
知らせますケン：84-0125
- ・利尻町役場町民課福祉係
知らせますケン：84-9019

煙を吸っていないなくても 受動喫煙!?



スマートライフりしりプロジェクト



受動喫煙とは…

本人は吸わなくても、他人が吸っているタバコの煙を吸わされてしまうことを、受動喫煙といいます。喫煙している方が吸う煙だけでなく、吐き出した煙とタバコから立ち上る煙にも、多くの有害物質が含まれています。煙に含まれる発がん性物質などの有害成分は、喫煙している方が直接吸い込む煙より、周りの人が吸う煙に多く含まれているとも言われ、健康への影響は深刻です。

受動喫煙による影響は肺がんや呼吸器疾患のみならず、血管が硬くなったり、血液の流れが悪くなったりします。特に乳幼児突然死症候群（SIDS）のリスクや胎児の発育への影響はよく知られていますが、小学生等のお子さんでもぜんそくや鼻炎、アレルギーが起こりやすくなるといわれています。

利尻町のタバコの問題

今年、利尻町民にアンケートを実施したところ（アンケートにご協力いただいた20～74歳の男女267名対象）、喫煙をしている方は21.0%でした。また、本人は喫煙をしていない方で、受動喫煙の機会がある方は21.2%であり、その中でも、長時間煙にさらされている方の割合が多く目立ちました。全国・北海道の喫煙率と比較しても、**利尻町の喫煙率は高く、受動喫煙の機会がある方も含めると町民の半数近くは、日常的にタバコの害を受けていることがわかりました。また、受動喫煙は、「煙を吸うこと」ではなく、「タバコ臭がする」と感じた段階で、既に健康被害を受けているといえます。**喫煙をしている方のアンケートの中でも「別室・換気扇の下で吸う」、「換気する」、「空気清浄機を使う」などの「分煙」に気を付けているという声が多くありましたが、服や髪の毛、家具、壁などからタバコ臭を感じた時には、有害物質を体内に吸い込んでいるということです。受動喫煙は、タバコを吸う方も吸わない方も深刻にとらえるべきことです。

また、加熱式タバコについても、紙巻きタバコよりは少ないものの、同様に多数の有害物質が含まれ、受動喫煙のリスクにさらされることがわかっています。

禁煙はいつからでも遅くない

なるべく早く禁煙するに越したことはありませんが、禁煙はいつから始めても遅すぎることはありません。例えば、禁煙して2週間～3か月で心臓・肺の機能が改善・回復することが明らかになっています。体は元に戻す力を持っているということです。

タバコがなかなかやめられないのは「意志が弱いからだ」と思い込んでいる方がいますが、禁煙できないのは、「ニコチン依存症という病気のためだ」と認識することが大切です。タバコは禁煙する気になったときがやめ時です。

喫煙の後も周りへの思いやりが大切です



(利尻町役場保健課保健指導係)

ほたち 20歳になったら国民年金!

今年も利尻町では、「二十歳を祝う会」が開催されます。20歳を迎えられる皆さま、おめでとうございます。今回は、20歳から加入する、国民年金についてお知らせします。



公的年金制度とは

公的年金の制度とは、老後の暮らしをはじめ、病気やけがで障害が残ったときや一家の働き手が亡くなったときに、皆で暮らしを支え合うという社会保険の考え方で作られた仕組みです。

20歳になった方は、国民年金の被保険者となります（厚生年金保険に加入している方を除く）。

20歳になったら

20歳の誕生日を迎えてから概ね2週間以内に、「基礎年金番号通知書」、「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内」、保険料の免除・納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書、返信用封筒が送付されます。

基礎年金番号通知書は年金手続きに使用するものですので、大切に保管してください。

保険料納付について

保険料は、金融機関やコンビニエンスストア、電子納付、口座振替やクレジット納付が可能です。付加保険料の納付や、保険料が割引となる前納もできますので、年金事務所にお問い合わせください。

学生納付特例制度、免除・納付猶予制度について

保険料を納めることが難しいときには、学生の方は学生納付特例制度、学生以外の方は免除・納付猶予制度を利用することもできます。

保険料は未納のままにせず、これらの制度を利用しましょう。

なお、学生納付特例制度、免除・納付猶予制度の承認を受けた期間がある場合は、全額納付した場合と比べて将来もらえる年金額が少なくなってしまうますが、保険料の納付が経済的に可能になった時に追納（後から納付すること）すると、年金額を増やすことができます。

便利な電子申請について

口座振替や保険料免除、学生納付特例の手続きをスマホとマイナンバーカードを使った電子申請がおこなえます。詳しくは、「ねんきんネット」で検索してください。

年金に関するご相談・お問い合わせは下記までご連絡ください。

稚内年金事務所 ☎0162-33-7011

町民課町民係 ☎0163-84-2345（内線114・116・117）



旭川地方法務局 稚内支局からのお知らせ

ウェブを利用した

「巡回登記所の実施について」

今年度最後の巡回登記所を、ウェブを利用して開催します。

- ◆日時
令和8年1月8日(木) 午前9時～午後3時
- ◆場所
利尻町役場 1階 小会議室



「ウェブを利用した巡回登記所って？」

今までは法務局職員が利尻町役場に出向き、対面で登記手続の案内を行っていましたが、ウェブを利用した巡回登記所では、インターネットに接続したパソコンを利用して、パソコンの画面越しに法務局職員から登記手続の案内を受けることになります。

「ウェブを利用した巡回登記所にはこんなメリットが」

ウェブを利用して登記手続の案内をするので、悪天候でフェリーが欠航しても、巡回登記所を開催することができます。

「パソコン操作が苦手。大丈夫かなあ……」

ご安心ください。ウェブの接続は役場の職員が行いますので、パソコン操作が苦手な方でも大丈夫です。安心してお越しください。

〈ご予約・お問い合わせは……〉

旭川地方法務局 稚内支局

0162-33-1122

※ご利用は完全予約制となっていますので、ご利用の方は、令和8年1月6日(火)までにご予約をお願いします。

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」

消防だより

NO.468

火の用心!年末年始の火災に注意

年末年始は何かと慌ただしく、火の取り扱いもおろそかになりがちな時期になります。忙しい時こそ「火の用心」を心掛け、火を使用した後や、お出かけ前、おやすみ前にはもう一度火の元を確かめるようにしましょう。

また、避難口になりうる場所（玄関、窓等）は除雪をしっかりと行い、いつでも避難できる状態にしておきましょう。

〈3つの習慣〉

- ・寝たばこは、絶対にしない。
- ・ストーブの近くに、燃えやすいものを置かない。
- ・ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

〈4つの対策〉

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具やカーテンからの火災を防ぐために防災製品を使用する。
- ・火災を最小限にするために、消火器を設置する。
- ・お年寄りや、身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



住宅用火災警報器は 正しく設置されていますか?

平成22年4月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されています

11月に実施した一般家庭の防火査察では、約93%のご家庭が住宅用火災警報器を設置しているという結果でしたが、未設置のご家庭や正しい設置場所がわからないというご家庭もありましたので、いま一度ご確認をよろしくお願いいたします。

- ・1階で就寝の場合～寝室に設置
- ・2階で就寝の場合～寝室と階段の天井に設置

※交換目安は約10年（ピー、ピー等の音が鳴っていれば交換時期です）
～ご不明点は消防署まで連絡ください～



令和8年 利尻町消防団出初式挙行!

令和8年1月7日(水)午後2時より仙法志字本町「さわやかトイレ前」から「利尻町公民館」まで分列行進を行いますので、町民皆様の激励をお願いいたします。



出動件数 火災0件 救急145件（令和7年12月4日現在）



役場等の年末年始について

日頃より、町政に対し何かとご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
 年末年始については、次の期間、役場等は休日となりますので、町民皆様のご理解をお願いいたします。

区 分	年末年始の休業日	摘 要
役 場	令和7年12月31日) 令和8年1月5日	(施設の休業日) 交流促進施設どんと…12月31日～1月5日 交流促進施設どんと図書室 …12月31日～1月5日 総合体育館夢交流館…12月31日～1月5日 公民館・公民館図書室 …12月31日～1月5日 天望山スキー場………12月31日～1月2日
仙 法 志 支 所		
教 育 委 員 会		
砕 石 事 業 所		
利尻島国保中央病院	令和7年12月30日～令和8年1月4日	
ホ テ ル 利 尻	【浴場(温泉)関係】 年末年始も営業しますが、営業時間が変更になります。 12月31日～1月5日 営業時間：午後1時～午後6時 ※1月1日、2日は料金半額	

●戸籍の受付・離島割引証の交付等については、次のとおり日直者が対応します。
 (住民票の交付、税金や水道料金など各種料金の支払いはできません。)

【役 場】 12月31日、1月4日～1月5日 8時30分～12時30分
 ※1月1日～3日は、日直を置かず閉庁します。

【仙法志支所】 ※12月31日～1月5日は、日直を置かず閉庁します。



発行：利尻町役場 編集：総務課企画振興係 印刷：(株)国境
TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553
 Eメール kikaku@town.rishiri.hokkaido.jp
 (広報りしりに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)

【まちの人口】 **1,806人** 世帯数 1,007世帯 男 903人 女 903人 (令和7年12月4日現在)

頌 春

昨年中は町政に対し
 深いご理解とご支援をいただきありがとうございました
 2026年がみなさまにとりまして
 希望に満ちた 幸せな一年になりますよう
 心からお祈り申し上げます
 利尻町

